

会員募集及び寄附のお願い

「埼玉消費者被害をなくす会」は主に会費と寄附で、運営している非営利団体です。会員登録いただき、消費者被害の未然・拡大防止などの活動をご支援ください。

年会費について

個人	年会費 (一口)	団体	年会費 (一口)
正会員	3,000	正会員	10,000
賛助会員	1,000	賛助会員	3,000

※正会員は総会での議決権を有します。
会員の皆様には、広報紙「ニュースレター」をお届けします。

寄附について

消費者被害の未然防止・拡大防止の活動をさらに充実させるため、寄附金を広く受け付けています。一人でも多くの皆さまからご支援・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

○郵便振替でお願いします○

郵便振替口座番号 00140 - 4 - 357445

加入者名 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会

通信欄 「寄附金」とご記入ください
ご依頼人 ご寄附いただく方の「郵便番号」
「ご住所」「お名前」「電話番号」を
ご記入ください。

※恐れ入りますが、振込手数料は
ご負担くださいますよう、お願い
申し上げます。

情報をお寄せください

契約や解約、広告などに関し、「納得できない」「これはおかしいのでは？」などの情報はありますか？

電話、メールにて被害情報をお寄せください。

例えば

- ・高額な解約手数料、キャンセル料を請求された
- ・理由の如何に因らず返金できないと言われた
- ・効能効果の表現が誇張ではないか？

お寄せいただきたい情報

- (1) 事業者名
- (2) 商品・サービスの内容、トラブルの概要、
契約・購入した年月日（〇年〇月頃でも可）
利用規約や契約書のコピー、広告などを
添付してください
- (3) 氏名、連絡先（電話・メールアドレス、お住まいの市町村名）

お電話・FAX・メール
などお寄せ下さい。

Tel 048-844-8972

Fax 048-844-8973

E-mail:nakusukai.01@saitama-k.com

なくす会は相談・回答・救済を行う団体ではありません。個々の具体的な助言や解決はお近くの市町村の相談窓口や下記ホットラインにご相談ください。

☆全国共通 消費者ホットライン
電話番号 188 (いやや!)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

なくす会は地域との
ネットワークを大切に
消費者被害防止に
取り組んでいます



〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5

電話：048-844-8972 FAX：048-844-8973

E-mail:nakusukai.01@saitama-k.com

URL：saitama-higainakusukai.or.jp/

消費者団体訴訟制度とは

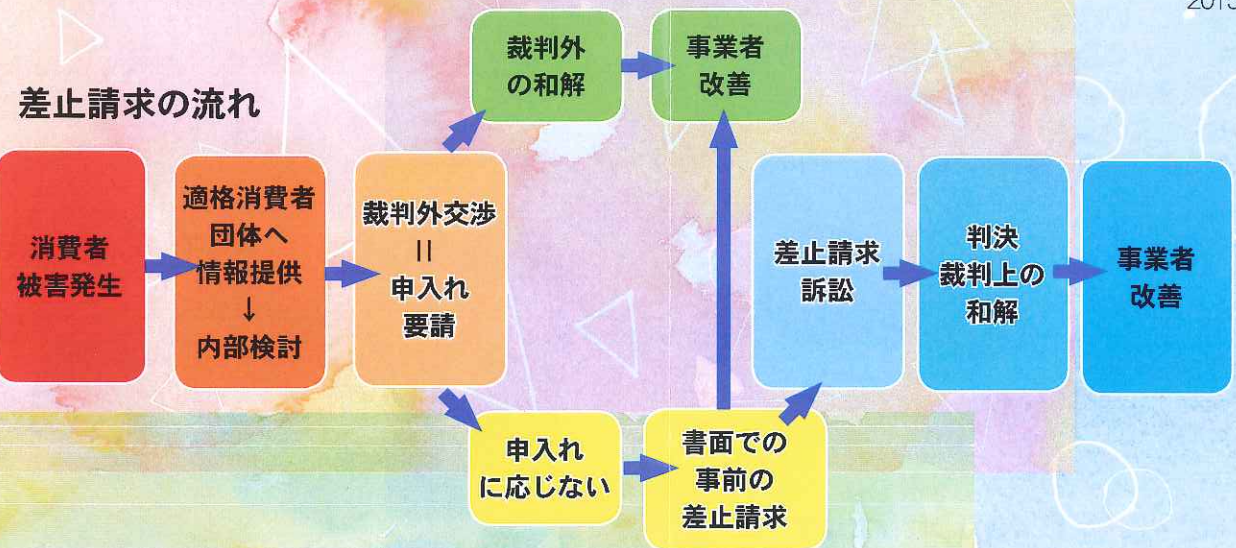
消費者被害の拡大を防ぎ、消費者を守ることが目的です。

消費者に代わって、内閣総理大臣から認定を受けた『適格消費者団体』が、事業者の不当な行為（不当な契約条項の使用や、勧誘行為、まぎらわしい表示等）の改善を申し入れ、今後使用しないよう交渉や提訴（差止請求）できる制度です。

『適格消費者団体』とは

「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法」「食品表示法」に照らして、事業者の不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用、誤認表示に対して訴訟を提起する権限を与えられた消費者団体です。

* 2016年10月、「消費者裁判手続特例法」が施行されました。「適格消費者団体」で更に内閣総理大臣から認定を受けた「特定適格消費者団体」が原告となり、不当な事業者に対して、被害回復を請求することができます。2017年1月現在、「消費者機構日本」が認定を受けています。なくす会も認定取得を目指しています。



適用となる法律と不当な行為

- ①消費者契約法・・・不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用
- ②景品表示法・・・優良誤認表示、有利誤認表示
- ③特定商取引法・・・不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、虚偽誇大広告
- ④食品表示法・・・虚偽表示

埼玉消費者被害をなくす会について

『適格消費者団体』として、契約・解約・表示などに関して、消費者から寄せられる情報を、弁護士や司法書士・消費生活相談員とともに調査・検討をした上で、事業者に対して問題点の改善を求めるなど、消費者被害をなくしていくことを目指して活動しています。

一般消費者で構成される活動委員会による
広告表示改善要望活動や、消費者被害アンケート
調査も行なっています。



* 略歴 *

- 1995年 「埼玉・商品被害をなくす連絡会」として活動。
- 2004年 「埼玉消費者被害をなくす会」としてNPO法人化。
- 2009年3月 全国で7番目に適格消費者団体の認定を受ける。
- 2015年に2度目の認定更新。

いままでになくす会で行なった差止請求事例

業種	是正された条項や表示などの内容
賃貸住宅管理会社	短期解約時違約金、明け渡し遅延損害金、原状回復・修繕費などを定めた条項
貸衣装業者	レンタル規約のキャンセル不可又は高額なキャンセル料を定めた条項
クーポンサイト	クーポン購入者に対し、加盟店サービス提供に関し一切責任を負わないとした条項
探偵社	調査委任契約後の解約手数料に関する条項
各種学校・各種教室	中途解約時の受講料等不返還条項、免責条項など
美容外科クリニック	広告の有利誤認・優良誤認表示
携帯電話事業者	約款変更権の定めに関する規約の条項